

決 定 骨 子

- 電力会社に対し、原発運転の差止めを命じるには、電力会社の想定を上回る地震動をもたらす地震が発生する具体的危険性が住民によって疎明されることが必要だ
- 過去の地震の震源や観測点の地盤の特性が地震動に与えた影響を分析し、伊方原発の地盤に合わせて補正しないまま、全国各地で実際に観測された地震動の値を引用するだけでは、伊方原発にも同じような地震動をもたらす地震が発生する具体的危険性があるとはいえない
- 民事保全手続で原発運転の差止めの仮処分を命じるには、さらに、本案訴訟(差止訴訟)の判決確定を待つ暇がないほどに上記具体的危険性が差し迫っている事情等(保全の必要性)が必要だ
- 本件では保全の必要性も疎明が不十分だ

決 定 要 旨

1 事案の概要

本件は、四国電力伊方原発3号炉（伊方原発）のおよそ130km圏内（広島市、広島県尾道市、松山市）に居住する住民らが、四国電力に対し、伊方原発は特に地震に対する安全性が十分でないために、それに起因する事故が発生し、外部に大量の放射性物質が放出されて、住民らの生命、身体、生活の平穩等の重大な法益に対する侵害が発生する具体的危険があるとして、人格権に基づき、伊方原発の運転差止請求権を被保全権利として、伊方原発の運転の差止めを命ずる仮処分を申し立てた事案である。

本件の主な争点は、①司法審査の在り方、②伊方原発の地震に対する安全性、③保全の必要性である。このほか、④本件申立てが訴権濫用又は信義則違反か否か、⑤担保金の額も争われている。

2 司法審査の在り方

被保全権利の要件として住民らが主張する「生命、身体等が侵害される具体的危険」は、「四国電力が策定した基準地震動を上回る地震動を伊方原発の解放基盤表面にもたらず規模の地震が発生する具体的危険」（超過地震発生危険性）を不可欠の前提にしている。そして、四国電力は、原子力規制委員会への申請に当たって基準地震動を策定して超過地震発生危険性を評価し、これらの点を含め、原子力規制委員会の審査を経て、原子炉設置変更許可（行政処分）を得ている。

したがって、基準地震動策定の合理性、ひいては超過地震発生危険性をめぐ
る評価の合理性について四国電力に主張、疎明責任を負わせることは、原子力規
制委員会による極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断
の過程を、そのような知見を持ち合わせていない裁判所が事後にやり直すことと
実質的に同義である。しかし、そのような司法審査の在り方は、福島第一原発事
故の反省と教訓を踏まえた一連の法改正により、発電用原子炉施設の安全性に関

する基準（新規制基準）の策定及び安全性の審査の権限が原子力規制委員会に委ねられた趣旨に反し相当でない。

また、伊方原発訴訟最高裁判決（最判平成4年10月29日）が示した司法審査の枠組みを原発運転差止仮処分には当てはめることも相当でない。なぜなら、新規制基準を策定した主体ではないし、伊方原発の安全性について審査した主体でもない四国電力に、原子力規制委員会がした許可（行政処分）に不合理な点がないことの主張、疎明をさせるのは相当でないからである。上記最高裁判決における判断枠組みは、国及び原子力規制委員会を被告とする伊方原発をめぐる設置変更許可処分の取消しを求める行政訴訟において採用されるべきである。

もとより、本件は民事保全事件であって、超過地震発生危険性の被保全権利（人格権に基づく伊方原発運転差止請求権）の要件であるから、その法律効果の発生によって利益を受ける住民らに主張、疎明責任があると解すべきである。

また、超過地震発生危険性が推定されるとか、疎明責任を四国電力側に転換すべきであるなどということは相当ではない。

3 伊方原発の地震に対する安全性

上記2によれば、新規制基準が不合理である旨の主張（現時点では地震の正確な予知は不可能なのに、新規制基準はそれが可能であることを前提としているなど）や、四国電力による地震動の想定は新規制基準に基づく審査の内規に沿っていない旨の主張は、失当である。

一方、住民らは、①日本国内の観測記録、②伊方原発以外の原発において基準地震動を上回る地震動を記録した例、③建築基準法上の耐震基準が震度6ないし7の地震で倒壊等しないことを求めていること、④大手ハウスメーカーの耐震実験結果、⑤四国電力が基準地震動を策定する過程で検討対象としたプレート間地震の地震動が181ガルであったのに対し、平成12年以降、1個の地震で200ガル以上の地震動を観測した地点が多数存在する事実等を指摘して、超過地震発生危険性があると主張する。

しかし、ある地点で観測される地震動は、地震ごとに異なる震源特性、地震波の伝播経路ごとに異なる伝播特性及び観測地点近傍の地盤構造ごとに異なる増幅特性の組み合わせによって構成される。したがって、地震ごと、観測点ごとにこれらの諸特性の違いを解析し、伊方原発の地盤構造等に合わせた補正をすることなく、単に、(1)観測された最大加速度の絶対値を伊方原発の基準地震動の数値と比較したり、(2)伊方原発以外の原発での超過事例を指摘したりするだけでは、超過地震発生危険性があるとはいえない(①、②、⑤)。また、気象庁が算出・発表する震度7に相当する加速度を特定することはできないから、建築基準法上の耐震基準が震度6ないし7程度の地震で倒壊等しないように求めているからといって、超過地震の発生がありふれているとはいえない(③)。さらに、大手ハウスメーカーの耐震実験は、地域を選ばず、地表に建築する建物を前提としており、上記の諸特性の違いは反映されていない(④)。

以上によれば、超過地震発生危険性が疎明されているとはいえないから、被保全権利は認められない。

4 保全の必要性

保全の必要性が認められるためには、①現時点で伊方原発の運転に伴って既に大量の放射性物質の放出が発生・継続しており、住民らの生命や身体等の重大な法益が侵害されていること、又は②少なくとも、超過地震発生危険性が、伊方原発の運転期間を通じて一応認められるということとどまらず、本案(伊方原発運転差止訴訟)の判決確定を待つ暇もなく差し迫っていること、以上2点のいずれかの疎明を要すると解される。

しかし、本件においては上記①及び②のいずれも疎明されているとはいえないから、保全の必要性は認められない。

5 結論

以上によれば、その他の争点について判断するまでもなく、本件申立てはいずれも理由がないから、これを却下する。

以上